

鳥羽市地域防災計画 地震・津波対策編 修正 新旧対照表（令和7年3月）

第1部 総 則

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
1-1	1	1	1	未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>14年</u>を経過した今もなお、<u>復興に向けた取組が継続されており、避難生活を余儀なくされている方も多い。</u> また、<u>令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害がもたらされている。</u> <u>東日本大震災や能登半島地震のような大規模災害</u>が明日襲ってくるかもしれない。これが本市が直面している現実である。（中略） 近年では、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから<u>約80年</u>が経過しようとしており、<u>令和6年8月8日には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が、令和元年の運用開始以降、初めて発表される等</u>、南海トラフにおける大地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言える。 国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード（以下Mと記載）8～9クラスの地震が発生する確率は、<u>80%程度</u>とされている。 国の中央防災会議は、<u>「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置して、「防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し」に基づいた「新たな防災対策の検討」を課題として、国を挙げて取り組んでいるところである。（以下略）</u>	未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>12年</u>を経過した今もなお、<u>復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けている。</u> <u>この東日本大震災以上</u>の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが本市が直面している現実である。（中略） 近年では、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから<u>約70年</u>が経過しており、南海トラフにおける大地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言える。 国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード（以下Mと記載）8～9クラスの地震が発生する確率は（<u>時間予測モデルの場合</u>）<u>70～80%程度</u>とされている。 <u>これらのことを踏まえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。（以下略）</u>	県計画(R6.3)に整合 昭和東南海地震(1944)、 昭和南海地震(1946) 「南海トラフ地震臨時情報」運用開始 R1(2019)年5月31日 <u>令和7年1月15日の地震調査委員会の発表による。</u> <u>令和5年11月の中央防災会議による。</u>
1-2			4	地震・津波発災時・発災後の対応に関する見直しについて これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の対応が、引き続き本計画における課題となる。 <u>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災や能登半島地震で得た知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに4つのポイントについて見直した。</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報に対する対応の一部見直し</u> <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に、津波注意報が発表されていない場合の対応要領について想定し記載した。</u> <u>(2) 「災害時協力井戸登録制度」について</u> <u>令和6年8月から開始した取組について追加した。</u>	地震・津波発災時・発災後の対応に関する見直しについて これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の対応が、引き続き本計画における課題となる。 <u>東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来と揺れが想定され、沿岸部・離島を中心に市全域に甚大な被害が生じることは避けられず、更に近年発生した新たな事象に対応するために、新たに4つのポイントについて見直した。</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報への対応の具体化</u> <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の市の対応、特に「西側先行の半割れ発生時の巨大地震警戒」発表時の市管理施設の対応について、現時点で可能な限り具体的に列挙することに努めた。</u> <u>(2) 避難情報の修正</u> <u>「避難情報に関するガイドライン（内閣府 令和3年5月）」に基づく「避難勧告」の削除による「避難指示」への一本化をはじめとした警戒レベル・避難情報の修正を実施して、地震・津波対策に関する国・県・近隣市町等との連携を進めた。</u>	見直しのポイント修正

凡例 赤字下線：修正箇所

1部2

ページ	章	節	項	新	旧	備 考																		
1-2	1	1	1	<u>(3) 県緊急派遣チームの受入</u> 大規模災害発生時に、県から派遣される緊急派遣チームについて記載した。 <u>(4) 安否不明者・死者等の氏名公表に関する事項</u> 令和5年度に「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針」を県が策定したことから、その対策について記載した。	<u>(3) 遠地地震対策</u> 過去にも幾度となく重大な被害を及ぼした「遠地地震」について、トンガ諸島沖で発生した海底火山の大規模な噴火に伴う潮位変化時の対応を参考に対応を再確認した。 <u>(4) 避難所対策</u> 感染症対応を考慮した備蓄・対策の強化に加え、男女のニーズに限定しない多様な視点による避難所の開設・運営について記載した。	見直しのポイント修正																		
1-5 ～6	1	2	4	第4項 用 語 <table><tr><th>NO</th><th>用 語</th><th>意 義</th></tr><tr><td>17</td><td>避難場所</td><td>(前略)</td></tr><tr><td>18</td><td>避難所</td><td>【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P92)】</td></tr></table>	NO	用 語	意 義	17	避難場所	(前略)	18	避難所	【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P92)】	第4項 用 語 <table><tr><th>NO</th><th>用 語</th><th>意 義</th></tr><tr><td>17</td><td>避難場所</td><td>(前略)</td></tr><tr><td>18</td><td>避難所</td><td>【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P90)】</td></tr></table>	NO	用 語	意 義	17	避難場所	(前略)	18	避難所	【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P90)】	資料編(R7)の修正に整合
NO	用 語	意 義																						
17	避難場所	(前略)																						
18	避難所	【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P92)】																						
NO	用 語	意 義																						
17	避難場所	(前略)																						
18	避難所	【資料編：1 8 指定避難所等一覧表(P90)】																						
1-9	2	2	1	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市</td><td> 【災害予防・減災対策】 <u>(5) 防災体制の整備・強化</u> <u>(6) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</u> 【東海地震に関する緊急対策】 <u>(1) 対策の目的等</u> <u>(2) 緊急対策</u> </td></tr></table>	機関名	内 容	市	【災害予防・減災対策】 <u>(5) 防災体制の整備・強化</u> <u>(6) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</u> 【東海地震に関する緊急対策】 <u>(1) 対策の目的等</u> <u>(2) 緊急対策</u>	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市</td><td> 【災害予防・減災対策】 <u>(追加)</u> 【その他の対策】 <u>(1) 東海地震に関する緊急対策</u> </td></tr></table>	機関名	内 容	市	【災害予防・減災対策】 <u>(追加)</u> 【その他の対策】 <u>(1) 東海地震に関する緊急対策</u>	計画内文章の整合										
機関名	内 容																							
市	【災害予防・減災対策】 <u>(5) 防災体制の整備・強化</u> <u>(6) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</u> 【東海地震に関する緊急対策】 <u>(1) 対策の目的等</u> <u>(2) 緊急対策</u>																							
機関名	内 容																							
市	【災害予防・減災対策】 <u>(追加)</u> 【その他の対策】 <u>(1) 東海地震に関する緊急対策</u>																							
1-10 ～11	2	2	2	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県</td><td> (14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(削除)</u> <u>(20)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(21)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略） </td></tr><tr><td>県警察</td><td> (1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止 </td></tr><tr><td>鳥羽警察署</td><td> (1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止 </td></tr></table>	機関名	内 容	県	(14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(削除)</u> <u>(20)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(21)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略）	県警察	(1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止	鳥羽警察署	(1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県</td><td> (14) <u>警戒宣言時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(20)</u> <u>地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理</u> <u>(21)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(22)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略） </td></tr><tr><td>県警察</td><td> (1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止 </td></tr><tr><td>鳥羽警察署</td><td> (1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止 </td></tr></table>	機関名	内 容	県	(14) <u>警戒宣言時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(20)</u> <u>地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理</u> <u>(21)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(22)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略）	県警察	(1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止	鳥羽警察署	(1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止	県計画(R6.3)に整合		
機関名	内 容																							
県	(14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(削除)</u> <u>(20)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(21)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略）																							
県警察	(1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止																							
鳥羽警察署	(1) 災害警備<u>体制</u> (7) 二次<u>災害</u>の防止																							
機関名	内 容																							
県	(14) <u>警戒宣言時</u>及び災害時の混乱防止 <u>(20)</u> <u>地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理</u> <u>(21)</u> 避難地、避難路、緊急輸送を確保（以下略） <u>(22)</u> その他災害の発生の防御及び拡大（以下略）																							
県警察	(1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止																							
鳥羽警察署	(1) 災害警備<u>体制の確立</u> (7) 二次<u>被害</u>の防止																							

凡例 赤字下線：修正箇所

1部3

ページ	章	節	項	新	旧	備 考												
1-13	2	2	3	1 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東京管 区気象 台（津 地方気 象台）</td><td>(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></td></tr></table> 2 自衛隊 <table><tr><th>機関名</th><th>意 義</th></tr><tr><td>自衛隊</td><td>(1) <u>要請に基づく災害派遣</u> (2) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u></td></tr></table>	機関名	内 容	東京管 区気象 台（津 地方気 象台）	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>	機関名	意 義	自衛隊	(1) <u>要請に基づく災害派遣</u> (2) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u>	1 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津地方 気象台</td><td>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波注意報・警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</td></tr></table> (4から移動)	機関名	内 容	津地方 気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波注意報・警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	県計画(R7.3)に整合
				機関名	内 容													
東京管 区気象 台（津 地方気 象台）	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>																	
機関名	意 義																	
自衛隊	(1) <u>要請に基づく災害派遣</u> (2) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u>																	
機関名	内 容																	
津地方 気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波注意報・警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報																	
1-14	3 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>西日本 電信電話 株式会社 三重支店</td><td>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ①電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ②非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</td></tr></table> 2 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>西日本電 信 電 話 (株) 三重支店</td><td>(1) <u>災害時における緊急通話の確保</u> (2) <u>通信施設の被災状況の調査及び災害復旧</u></td></tr></table>	機関名	内 容	西日本 電信電話 株式会社 三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ①電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ②非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置	機関名	内 容	西日本電 信 電 話 (株) 三重支店	(1) <u>災害時における緊急通話の確保</u> (2) <u>通信施設の被災状況の調査及び災害復旧</u>									
機関名	内 容																	
西日本 電信電話 株式会社 三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ①電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ②非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置																	
機関名	内 容																	
西日本電 信 電 話 (株) 三重支店	(1) <u>災害時における緊急通話の確保</u> (2) <u>通信施設の被災状況の調査及び災害復旧</u>																	

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

1部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考		
1-14	2	2	3	3 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>株式会社 NTTド コモ 東海支社 三重支店</td><td> (1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3)災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4)移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5)非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6)被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置 </td></tr></table>	機関名	内 容	株式会社 NTTド コモ 東海支社 三重支店	(1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3)災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4)移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5)非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6)被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
機関名	内 容							
株式会社 NTTド コモ 東海支社 三重支店	(1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3)災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4)移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5)非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6)被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置							
K D D I 株 式 会 社 中部総支社	(1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3)非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4)被災通信設備の早急な災害復旧措置							
ソフトバ ンク 株式会社	(1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3)非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4)被災通信設備の早急な災害復旧措置							
楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	(1)南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2)電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3)非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4)被災通信設備の早急な災害復旧措置							

2 指定公共機関

機関名	内 容
(株)ドコ モ C S 東 海 三 重 支店	(1)警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2)防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与 (3)地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4)通信の輻輳抑制のための広報の実施 (5)発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

| K D D I (株) 中部総支社 | (1)警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2)非常時における携帯電話通信回線の規制措置 |

| ソフトバ ンク (株) | (1)警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2)非常時における通信回線の輻輳抑制のための規制措置 (3)災害応急対策用資機材と人員の配備 |
| (追加) | |

県計画(R7.3)に整合

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

1部5

ページ	章	節	項	新	旧	備考																				
1-15	2	2	3	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>日本赤十字三重県支部</td><td>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う医療救護の派遣準備(削除)</u> (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) <u>その他災害救護に必要な業務</u></td></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社</td><td>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u></td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド株式会社三重支社</td><td>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) <u>地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携</u> (4) <u>発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u></td></tr><tr><td>日本郵便株式会社</td><td>(1) 災害時における郵便業務の確保 ア <u>郵便物の送達の確保</u> イ <u>郵便局の窓口業務の維持</u> (2) <u>郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。</u> イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</u> ウ <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u> エ <u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	日本赤十字三重県支部	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う医療救護の派遣準備(削除)</u> (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) <u>その他災害救護に必要な業務</u>	東海旅客鉄道株式会社	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u>	中部電力パワーグリッド株式会社三重支社	(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) <u>地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携</u> (4) <u>発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u>	日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア <u>郵便物の送達の確保</u> イ <u>郵便局の窓口業務の維持</u> (2) <u>郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。</u> イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</u> ウ <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u> エ <u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</u>	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>日本赤十字三重県支部</td><td>(1) <u>警戒宣言の発令に伴う医療、救護の派遣準備の実施</u> (3) <u>災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整</u> (4) 救援物資の配分 (追加) (5) 義援金等の募集及び配分 (追加)</td></tr><tr><td>東海旅客鉄道(株)三重支店</td><td>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u></td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド(株)三重支社</td><td>(2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (追加) (3) <u>災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u></td></tr><tr><td>日本郵便(株)</td><td>(1) 災害時における郵便業務の確保 (追加) (2) <u>災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</td></tr></table>	機関名	内 容	日本赤十字三重県支部	(1) <u>警戒宣言の発令に伴う医療、救護の派遣準備の実施</u> (3) <u>災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整</u> (4) 救援物資の配分 (追加) (5) 義援金等の募集及び配分 (追加)	東海旅客鉄道(株)三重支店	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u>	中部電力パワーグリッド(株)三重支社	(2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (追加) (3) <u>災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u>	日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (追加) (2) <u>災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	県計画(R7.3)に整合
機関名	内 容																									
日本赤十字三重県支部	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う医療救護の派遣準備(削除)</u> (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) <u>その他災害救護に必要な業務</u>																									
東海旅客鉄道株式会社	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u>																									
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社	(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) <u>地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携</u> (4) <u>発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u>																									
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア <u>郵便物の送達の確保</u> イ <u>郵便局の窓口業務の維持</u> (2) <u>郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。</u> イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</u> ウ <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u> エ <u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</u>																									
機関名	内 容																									
日本赤十字三重県支部	(1) <u>警戒宣言の発令に伴う医療、救護の派遣準備の実施</u> (3) <u>災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整</u> (4) 救援物資の配分 (追加) (5) 義援金等の募集及び配分 (追加)																									
東海旅客鉄道(株)三重支店	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</u> (2) <u>災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</u> (3) <u>駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</u>																									
中部電力パワーグリッド(株)三重支社	(2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (追加) (3) <u>災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</u>																									
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (追加) (2) <u>災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> ア <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分																									

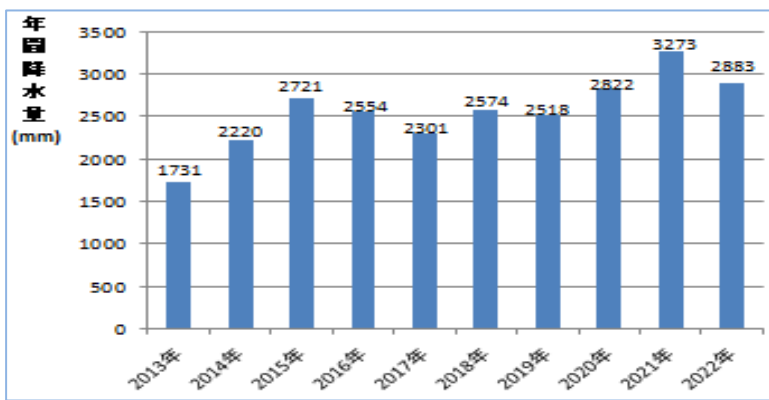
凡例 赤字下線：修正箇所

1部6

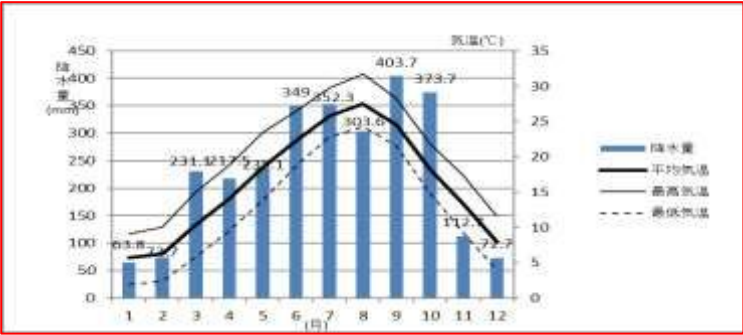
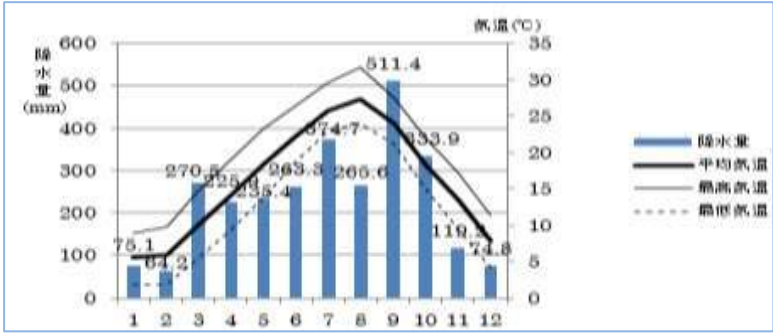
ページ	章	節	項	新	旧	備考																				
1-15 ～16	2	2	3	4指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>公益社団法人</u> 三重県医師会 志摩医師会</td><td>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療<u>及び助産等救護</u>活動</td></tr><tr><td>近畿日本鉄道 <u>株式会社</u></td><td>(1)災害により線路が不通となった場合の<u>バスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</u> (2)線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</td></tr><tr><td>三重交通 <u>株式会社</u></td><td>(1)災害応急活動のための<u>県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</u> (2)災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3)災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</td></tr><tr><td><u>一般社団法人</u> 三重県 トラック協会</td><td>(1)災害応急活動のための<u>県災対本部からの</u>車両借り上げ、<u>物流専門家派遣等</u>の要請に対する即応体制の整備<u>並びに配車</u></td></tr></table>	機関名	内 容	<u>公益社団法人</u> 三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療 <u>及び助産等救護</u> 活動	近畿日本鉄道 <u>株式会社</u>	(1)災害により線路が不通となった場合の <u>バスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</u> (2)線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理	三重交通 <u>株式会社</u>	(1)災害応急活動のための <u>県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</u> (2)災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3)災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送	<u>一般社団法人</u> 三重県 トラック協会	(1)災害応急活動のための <u>県災対本部からの</u> 車両借り上げ、 <u>物流専門家派遣等</u> の要請に対する即応体制の整備 <u>並びに配車</u>	3指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>三重県医師会 志摩医師会</td><td>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療<u>並びに助産救護</u>活動</td></tr><tr><td>近畿日本鉄道<u>(株)</u></td><td>災害により路線が不通となった場合、<u>不通区間の自動車による代行輸送</u></td></tr><tr><td>三重交通<u>(株)</u> (鳥羽市営路線バス)</td><td><u>(追加)</u> (1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</td></tr><tr><td>三重県トラック協会</td><td>災害応急活動のための車両借上要請に対する即応態勢の整備</td></tr></table>	機関名	内 容	三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療 <u>並びに助産救護</u> 活動	近畿日本鉄道 <u>(株)</u>	災害により路線が不通となった場合、 <u>不通区間の自動車による代行輸送</u>	三重交通 <u>(株)</u> (鳥羽市営路線バス)	<u>(追加)</u> (1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送	三重県トラック協会	災害応急活動のための車両借上要請に対する即応態勢の整備	県計画(R7.3)に整合
				機関名	内 容																					
<u>公益社団法人</u> 三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療 <u>及び助産等救護</u> 活動																									
近畿日本鉄道 <u>株式会社</u>	(1)災害により線路が不通となった場合の <u>バスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</u> (2)線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理																									
三重交通 <u>株式会社</u>	(1)災害応急活動のための <u>県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</u> (2)災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3)災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送																									
<u>一般社団法人</u> 三重県 トラック協会	(1)災害応急活動のための <u>県災対本部からの</u> 車両借り上げ、 <u>物流専門家派遣等</u> の要請に対する即応体制の整備 <u>並びに配車</u>																									
機関名	内 容																									
三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療 <u>並びに助産救護</u> 活動																									
近畿日本鉄道 <u>(株)</u>	災害により路線が不通となった場合、 <u>不通区間の自動車による代行輸送</u>																									
三重交通 <u>(株)</u> (鳥羽市営路線バス)	<u>(追加)</u> (1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送																									
三重県トラック協会	災害応急活動のための車両借上要請に対する即応態勢の整備																									
1-16	2	2	3	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>一般社団法人</u> 三重県 LPガス協会</td><td>(1)需要者の被害復旧及び状況調査をして、<u>需要者に対する特別措置の計画と実施</u> (2)供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を<u>実施し、需要者に対する早期供給</u></td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>意 義</th></tr><tr><td><u>公益社団法人</u> <u>三重県歯科医師会</u> (<u>鳥羽志摩</u> <u>歯科医師会</u>)</td><td>(1) <u>歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整</u> (2) <u>歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</u></td></tr></table> <u>(2へ移動)</u> <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>三重県 LP ガス協会 <u>鳥羽支部</u></td><td>(1) 災害時における<u>ガスの供給確保</u> <u>ガス供給施設の被害調査及び災害復旧</u></td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>意 義</th></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr></table> 4自衛隊 <table><tr><th>機関名</th><th>意 義</th></tr><tr><td>自衛隊</td><td>(1) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u> (2) <u>要請に基づく災害派遣</u></td></tr></table> 災害時、医療救護活動の協力を受けることから追加 県計画(R7.3)に整合	機関名	内 容	<u>一般社団法人</u> 三重県 LPガス協会	(1)需要者の被害復旧及び状況調査をして、 <u>需要者に対する特別措置の計画と実施</u> (2)供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を <u>実施し、需要者に対する早期供給</u>	機関名	意 義	<u>公益社団法人</u> <u>三重県歯科医師会</u> (<u>鳥羽志摩</u> <u>歯科医師会</u>)	(1) <u>歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整</u> (2) <u>歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</u>	機関名	内 容	三重県 LP ガス協会 <u>鳥羽支部</u>	(1) 災害時における <u>ガスの供給確保</u> <u>ガス供給施設の被害調査及び災害復旧</u>	機関名	意 義	<u>(追加)</u>		機関名	意 義	自衛隊	(1) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u> (2) <u>要請に基づく災害派遣</u>		
機関名	内 容																									
<u>一般社団法人</u> 三重県 LPガス協会	(1)需要者の被害復旧及び状況調査をして、 <u>需要者に対する特別措置の計画と実施</u> (2)供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を <u>実施し、需要者に対する早期供給</u>																									
機関名	意 義																									
<u>公益社団法人</u> <u>三重県歯科医師会</u> (<u>鳥羽志摩</u> <u>歯科医師会</u>)	(1) <u>歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整</u> (2) <u>歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</u>																									
機関名	内 容																									
三重県 LP ガス協会 <u>鳥羽支部</u>	(1) 災害時における <u>ガスの供給確保</u> <u>ガス供給施設の被害調査及び災害復旧</u>																									
機関名	意 義																									
<u>(追加)</u>																										
機関名	意 義																									
自衛隊	(1) <u>関係機関との防災訓練に協力参加</u> (2) <u>要請に基づく災害派遣</u>																									

凡例 赤字下線：修正箇所

1 部 7

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
1-19	3	1	1	6 観光客及び帰宅困難者対策 <u>本市に訪れる観光客数は、一時、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前と比較して、約62%まで減少したが、感染症の位置づけが5類感染症に移行されて以降、令和5年は390万人台と、約92%にまで回復した。観光の繁忙期や週末などに、大規模な災害が発生した場合、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。</u> 特に津波を伴う地震が発生した場合、(以下略)	6 観光客及び帰宅困難者対策 <u>本市には、例年400万人を超える観光客が訪れていたが、新型コロナウイルス感染症による各種制限の影響により200万人台まで減少した。ただし、大規模な災害が発生した場合は、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定されることには変わりがない。</u> 特に津波を伴う地震が発生した場合、(以下略)	最新の状況に変更
1-19				観光入込客数及び宿泊社数の推移  [出典:鳥羽市観光商工課「令和5年 観光統計資料」]	観光入込客数及び宿泊社数の推移  [出典:鳥羽市観光課(現:観光商工課)「令和3年 観光統計資料」]	
1-21	3	1	3	2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約2,788mmと日本の平均降水量の1,718mmを大きく上回っている。降水量の1年間の変化をみると、11月から2月にかけて比較的少なく、9月に最大値が観測されることが多い。<u>(削除)</u> ■ 年間降水量の推移(鳥羽地域気象観測所) 	2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約2,554mmと日本の平均降水量の1,718mmを大きく上回っている。降水量の1年間の変化をみると、11月から2月にかけて比較的少なく、9月に最大値が観測されることが多い。<u>※1971-2000年の平均値(国土交通省ホームページより引用)</u> ■ 年間降水量の推移(鳥羽地域気象観測所) 	最新の状況に変更し、「近似曲線」※を追加 ※近似曲線: 表示された「複数のデータ」のなるべく近くを通るように引いた、直線又は曲線のことで、分布の傾向を把握したり、将来の予測を行うときに活用できる。

凡例 赤字下線: 修正箇所

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
1-22	3	1	3	■ 気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所） 	■ 気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所） 	最新の状況に変更
1-27	4	1	2	3 津波予測結果 <u>現在の</u>地震被害想定調査では、市内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約 7.7 ㎢、理論上最大クラスの地震で約 8.8 ㎢と予測されている。 なお、理論上最大クラスの地震を想定した「<u>津波ハザードマップ</u>」については、「<u>津波最大浸水深</u>」と「<u>津波浸水深 30cm 到達予測時間</u>」を<u>作成している</u>。（中略） 【津波浸水深 30cm 到達<u>予測時間</u>】 【<u>鳥羽市ホームページ「各種ハザードマップ」</u>】 	3 津波予測結果 <u>今回の</u>地震被害想定調査では、市内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約 7.7 ㎢、理論上最大クラスの地震で約 8.8 ㎢と予測されている。 なお、理論上最大クラスの地震を想定した<u>津波浸水予測図</u>については、<u>従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」が作成された</u>。（中略） 【津波浸水深 30cm 到達<u>予測時間分布図</u>】 <u>(追加)</u>	表記修正
						ハザードマップ閲覧用QRコードを追加

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

第2部 災害予防・減災対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																
2-6	1	2	2	対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>市民</td><td>(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用	(削除)		対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>(追加)</td><td></td></tr><tr><td>防災活動に取り組むボランティア・NPO等</td><td>(略)</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	(追加)		防災活動に取り組むボランティア・NPO等	(略)	県計画(R7.3)に整合し、重複した記載を整理
				実施主体	対 象	対策（活動）項目																
				市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用																
					(削除)																	
実施主体	対 象	対策（活動）項目																				
市	(追加)																					
	防災活動に取り組むボランティア・NPO等	(略)																				
【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>「災害ボランティアセンター」関係団体等</td><td>組織の構成員やボランティア等</td><td>(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	(削除)			「災害ボランティアセンター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発	【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>防災活動に取り組む多様な防災組織</td><td>各組織の構成員等</td><td>構成員に対する教育・啓発</td></tr><tr><td>災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等</td><td>各組織の構成員やボランティア等</td><td>(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	防災活動に取り組む多様な防災組織	各組織の構成員等	構成員に対する教育・啓発	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	各組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発			
実施主体	対 象	対策（活動）項目																				
(削除)																						
「災害ボランティアセンター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発																				
実施主体	対 象	対策（活動）項目																				
防災活動に取り組む多様な防災組織	各組織の構成員等	構成員に対する教育・啓発																				
災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	各組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発																				
2-7	1	2	3	■市が実施する対策 2 町内会・自主防災組織等を対象とした対策 (総務課・市民課) (略) (削除)	■市が実施する対策 2 町内会・自主防災組織等を対象とした対策 (総務課) (略) 3 防災活動に取り組むボランティア・NPO等を対象とした対策 (市民課) (略)	担当課の追加 4項と重複のため整理																
3			3 「災害ボランティアセンター」関係団体等を対象とした対策 (市民課) (1) 「災害ボランティアセンター」関係団体等が行う人材育成への支援 「災害ボランティアセンター」関係団体等が実施する人材の育成事業を支援する。	4 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策 (市民課) (1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。	県計画(R7.3)に整合																	
3			■町内会・自主防災組織等や防災活動に取り組む NPO 等が実施する対策 (略)	■町内会・自主防災組織等や防災活動に取り組むボランティア・NPO 等及び防災ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する対策 (略)																		
2-24	2	1	3	■市が実施する対策 1 (3) 避難場所、避難路の周知 (総務課、関係各課) 【避難場所の選定における留意事項】 カ 指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化・安全化を確保するため、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。	■市が実施する対策 1 (3) 避難場所、避難路の周知 (総務課、観光商工課) 【避難場所の選定における留意事項】 カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。	市管理施設の担当課に整合 県計画(R7.3)に整合																

凡例 赤字下線：修正箇所

2部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-24 ～25	2	1	3	(4)避難所の整備・周知（総務課、 <u>関係各課</u> ） イ 避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図るものとする。 また、 <u>避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保、（災害時協力井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保等）に努める。</u> 避難所の指定にあたっては、その適切性を <u>津波ハザードマップ</u> 等で確認するものとする。	(4)避難所の整備・周知（総務課、 <u>建設課</u> ） イ 避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図るものとする。 また、 <u>（追加）</u> 避難所の指定にあたっては、その適切性を <u>津波浸水予測図</u> 等で確認するものとする。	県計画(R7.3) に整合
2-26				(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課） <u>ウ 避難者支援のための資器材、物資の確保</u> <u>食料、飲料水、生活必需品等の物資の他、避難者の良好な居住環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資器材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。</u> <u>また、避難所運営訓練等を通じて、感染対策のための動線確保等を確認する等、避難所での生活ルールについて啓発する。</u>	(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課） <u>（追加）</u>	
2-31	3	1	3	■市が実施する対策 4 応急仮設住宅供給体制の整備（建設課） <u>浸水等の災害リスクなど</u> 災害に対する安全性に配慮しつつ（以下略）	■市が実施する対策 4 応急仮設住宅供給体制の整備（建設課） <u>（追加）</u> 災害に対する安全性に配慮しつつ（以下略）	
2-42	4	1	3	【三重県緊急ネットワーク図（志摩管内） <u>R7.2</u> 改訂版】 	【三重県緊急ネットワーク図（志摩管内） <u>R4.2</u> 改訂版】 	県意見(R6.5) の反映

凡例 赤字下線：修正箇所

2部3

ページ	章	節	項	新	旧	備考												
2-43	4	1	3	1 (3) ウ 輸送車両等の確保 【資料編：1 3 公用車一覧表 (P78)】	1 (3) ウ 輸送車両等の確保 【資料編：1 3 公用車一覧表 (P67)】	資料編の修正に整合												
				1 (5) ア ヘリコプター等による輸送 【資料編：1 5 市内ヘリコプター離着陸場一覧表 (P85)】	1 (5) ア ヘリコプター等による輸送 【資料編：1 5 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表 (P72)】													
2-60	5	6	3	■市が実施する対策 1 (1) 災害用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 【資料編：1 3 公用車一覧表 (P78), 1 4 市有船舶等一覧表 (P83) 2 0 装備品一覧表 (P101)】	■市が実施する対策 1 (1) 災害用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 【資料編：1 3 公用車一覧表 (P67), 1 4 市有船舶等一覧表 (P71) 2 0 装備品一覧表 (P89)】													
				3 (1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築 【資料編：2 3 協定書及び覚書一覧表 (P107)】	3 (1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築 【資料編：2 2 協定書及び覚書一覧表 (P93)】													
2-62	5	7	2	【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>(1) ライフラインにかかる予防対策 (2) 災害時協力井戸登録制度の啓発</td></tr><tr><td>電気事業者</td><td>(1)～(4)</td></tr></table>	実施主体	対策（活動）項目	自主防災組織	(1) ライフラインにかかる予防対策 (2) 災害時協力井戸登録制度の啓発	電気事業者	(1)～(4)	【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>(追加)</td><td></td></tr><tr><td>電気事業者</td><td>(3)～(6)</td></tr></table>	実施主体	対策（活動）項目	(追加)		電気事業者	(3)～(6)	「災害時協力井戸登録制度」の追加及び誤記(番号)修正
実施主体	対策（活動）項目																	
自主防災組織	(1) ライフラインにかかる予防対策 (2) 災害時協力井戸登録制度の啓発																	
電気事業者	(1)～(4)																	
実施主体	対策（活動）項目																	
(追加)																		
電気事業者	(3)～(6)																	
2-63	5	7	3	■市が実施する対策 1 (1) エ 災害時の協力体制 (7) 「三重県水道災害広域応援協定【資料編：協定-5】」、「水道災害等における応援協定【資料編：協定-16】」に基づく応急給水・復旧用資機材及び人員の配置等の（以下略）	■市が実施する対策 1 (1) エ 災害時の協力体制 「三重県水道災害広域応援協定【資料編】22-5」、「水道災害等における応援協定【資料編】22-16」に基づく応急給水・復旧用資機材及び人員の配置等の（以下略）	資料編(R7)の修正に整合												
				(4) 「災害時協力井戸登録制度」について、各町内会・自治会並びに自主防災組織を通じて市民への啓発を図る。 【資料編：2 2 災害時協力井戸一覧表 (P105)】	(追加)	「災害時協力井戸登録制度」資料の追加												
2-65	5	7	3	■市民が実施する対策 1 ライフラインにかかる予防対策 市民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるため飲料水や食料の確保等、備蓄品の事前対策を講じるよう努める。 2 災害時協力井戸登録制度の啓発 災害時、長期間断水する可能性があることから、各町内会・自治会並びに自主防災会等は、「災害時協力井戸登録制度」を活用し、災害時の生活用水の確保に備える。	■市民が実施する対策 1 ライフラインにかかる予防対策 市民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるため事前対策を講じるよう努める。 (追加)													

凡例 赤字下線：修正箇所

2部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																											
2-70	6	1 ↓ —		<u>(削除)</u> <u>1</u> 南海トラフ地震について 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する検討会で南海トラフ地震発生の可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、以下のとおり気象庁が発表する。 <u>(1)</u> 南海トラフ地震の震源域（略） <u>(2)</u> 南海トラフ地震の発生形態（三連動以外）（略）	<u>第1節 南海トラフ地震の概要</u> <u>第1項</u> 南海トラフ地震について 平成31年3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を公表したことに続き、（中略）南海トラフ地震防災対策の推進を図る。 <u>1</u> 南海トラフ地震の震源域（略） <u>2</u> 南海トラフ地震の発生形態（三連動以外）（略）	県計画(R6.3)に整合																																											
2-70	6	1 ↓ —		<u>2</u> 南海トラフ地震の情報について (2)南海トラフ地震臨時情報と防災対応の流れ（鳥羽市の場合） 最短約2時間後 <table><tr><th colspan="4">南海トラフ地震臨時情報</th></tr><tr><th>区分</th><th>(巨大地震警戒)</th><th>(巨大地震注意)</th><th>(調査終了)</th></tr><tr><td>判断の条件</td><td>M8以上の地震</td><td>M7以上の地震</td><td>いずれの条件も満たさないもの</td></tr><tr><td>1週間</td><td>巨大地震警戒対応</td><td>日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr><tr><td>2週間</td><td>日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr><tr><td>大規模地震発生まで</td><td></td></tr></table> ※各臨時情報の具体的な対応要領は、<u>第1(2-73)～4節(2-81)を参照</u>	南海トラフ地震臨時情報				区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)	判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震	いずれの条件も満たさないもの	1週間	巨大地震警戒対応	日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	2週間	日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	大規模地震発生まで		<u>3</u> 南海トラフ巨大地震の情報について (2)南海トラフ地震臨時情報と防災対応の流れ（鳥羽市の場合） 最短約2時間後 <table><tr><th colspan="4">南海トラフ地震臨時情報</th></tr><tr><th>区分</th><th>(巨大地震警戒)</th><th>(巨大地震注意)</th><th>(調査終了)</th></tr><tr><td>判断の条件</td><td>M8以上の地震</td><td>M7以上の地震</td><td>いずれの条件も満たさないもの</td></tr><tr><td>1週間</td><td>巨大地震警戒対応</td><td rowspan="2">巨大地震注意対応</td><td rowspan="2">地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr><tr><td>2週間</td><td>巨大地震注意対応</td></tr><tr><td>次の地震まで</td><td colspan="3">地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr></table> ※各臨時情報の具体的な対応要領は、<u>次節「■市民が実施する対策」をそれぞれ参照</u>	南海トラフ地震臨時情報				区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)	判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震	いずれの条件も満たさないもの	1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	2週間	巨大地震注意対応	次の地震まで	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。			記載内容の統一 津地方気象台の意見を反映 (内閣府の表現に合わせた修正)
南海トラフ地震臨時情報																																																	
区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)																																														
判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震	いずれの条件も満たさないもの																																														
1週間	巨大地震警戒対応	日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う																																														
2週間	日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う																																															
大規模地震発生まで																																																	
南海トラフ地震臨時情報																																																	
区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)																																														
判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震	いずれの条件も満たさないもの																																														
1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																																														
2週間	巨大地震注意対応																																																
次の地震まで	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																																																
2-72	6	1		<u>3</u> 南海トラフ地震の被害想定に対応した津波避難地域等について <u>(1)</u> 前提事項（略） <u>(2)</u> 津波避難対象地域（津波に（中略）となる地域）（略） <u>(3)</u> 事前避難対象地域 <u>(削除)</u>「南海トラフ地震臨時情報（以下略）」	<u>第2項</u> 南海トラフ地震の被害想定に対応した津波避難地域等について <u>1</u> 前提事項（略） <u>2</u> 津波避難対象地域（津波に（中略）となる地域）（略） <u>3</u> 事前避難対象地域 <u>内閣府より</u>「南海トラフ地震臨時情報（以下略）」	県計画(R6.3)に整合																																											

凡例 赤字下線：修正箇所

ページ	章	節	項	新	旧	備考									
2-73	6	2 ↓ 1	1 ↓ ー	※全面修正のため「旧」省略 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）について <table><tr><td>情報 発表条件</td><td colspan="2">南海トラフ沿いでM6. 8以上の地震が発生した場合や、異常な情報が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合</td></tr></table> ■市が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 市の体制整備 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、その後の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等の発表に備え、各部局（課）は、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うとともに情報収集を開始し、速やかに災害対策本部体制（警戒・非常）に移行できるよう準備体制を取るものとする。 (2) 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 南海トラフ地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることとし、県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）との連絡体制を確保し、情報収集を行う。 2 市民等への広報 (1) 防災行政無線、ホームページ、とばメール、SNS等を用いて「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」についての関連情報を市民に周知する。 (2) 旅行者・帰宅困難者等への周知 「第2部 第1章 第7節 観光地における防災対策の促進（P2-18～19）」参照 3 市管理施設の点検と管理 (1) 各部（課）は市関連施設等を点検し、その結果に応じ、閉鎖・業務中断等の処置を実施する。 (2) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル） 鳥羽マリンターミナルを管理する指定管理者に施設の利用者に対して注意喚起を行うとともに、津波の発生や後発地震に備え、避難場所の確認や避難者の誘導経路の確認などを実施するよう指示する。 (3) 市営定期船の運航 【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】 市営定期船の運航を中止する。 【津波注意報・警報等が発表されていない場合】 港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。 【運航の再開】 「鳥羽地区地震・津波対策基準（令和4年2月15日、鳥羽地区台風・地震津波対策委員会）」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。 ※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」 別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋） <table><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>取るべき措置</th></tr><tr><td>南海トラフ地震注意（注意喚起）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、（巨大地震注意）が発表された場合</td><td>1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと</td></tr></table>		情報 発表条件	南海トラフ沿いでM6. 8以上の地震が発生した場合や、異常な情報が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合		区分	摘要	取るべき措置	南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと	R6.8.8-15の南海トラフ地震臨時情報対応を受け修正
情報 発表条件	南海トラフ沿いでM6. 8以上の地震が発生した場合や、異常な情報が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合														
区分	摘要	取るべき措置													
南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと													

凡例	赤字下線：修正箇所
----	-----------

2部6

ページ	章	節	項	新（全面修正のため「旧」省略）	備考	
2-73	6	2	1	<u>(4) コミュニティバス（かもめバス）の運行</u> <u>かもめバスの運行可否について、運行事業者と協議により決定する。</u>	R6.8.8-15 の 南海トラフ地 震臨時情報対 応を受け修正	
2-73 ↓ 2-74		↓ 1	4	被害発生時の措置 市内において一部でも被害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置して、人命救助を最優先に、被害状況の確認等を実施する。 ■市民等が実施する対策 (略：変更なし)		
2-74 ～75 ↓ 2-75 ～77	6	2	2	<u>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について</u> <table><tr><td>情報 発表条件</td><td>想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合：南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、最短2時間後に発表</td></tr></table> ■市が実施する対策 <u>1 情報収集・連絡体制の整備</u> <u>(1) 市の体制整備</u> <u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、直ちに「鳥羽市災害対策本部」を設置し、第4配備（非常体制）として、全職員を参集させる。</u> <u>鳥羽市災害対策本部設置後、速やかに災害対策連絡会議を開催し、事後の対応方針等について協議を行う。</u> <u>関係部局（課）においては、災害対策連絡会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて確認する。</u> <u>(2) 県及び防災関係機関等との連絡体制の確保及び情報共有</u> <u>ア 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）、関係団体組織との連絡調整及び情報共有</u> <u>イ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所との情報共有</u> <u>ウ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡調整及び情報共有</u> <u>2 市民等への広報</u> <u>(1) 市民等への周知</u> <u>防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）についての関連情報や下記の呼びかけ等について市民に周知する。</u> <u>○呼びかけ例</u> <u>【日頃からの地震の備え】再確認</u> <u>・家具の固定</u> <u>・避難場所及び避難経路の確認</u> <u>・非常食などの備蓄の確認</u> <u>・家族との安否確認手段の取決め など</u> <u>【できるだけ安全な防災行動】</u> <u>・すぐに避難できる体制での就寝</u> <u>・非常持出品の常時携帯 など</u>		情報 発表条件
情報 発表条件	想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合：南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、最短2時間後に発表					

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

2部7

ページ	章	節	項	新（全面修正のため「旧」省略）	備考
2-74 ～75 ↓ 2-75 ～77	6	2	2 ↓ —	<u>(2) 事前避難についての周知</u> 「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、「高齢者等避難」を発令するとともに、全ての市民に対しても避難の準備を整え、自主的に後発地震に備え、事前に家屋倒壊・土砂災害・津波の恐れのない場所へ避難するよう呼びかける。 また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えの再確認等の防災対応を行うよう呼びかける。 <u>(3) 旅行者・帰宅困難者等への周知</u> 「第3部 第4章 第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保(P3-93)」の対策に準ずる。 3 避難対策等 (1) 市民等に対する避難情報の発令 市は、「高齢者等事前避難対象地域(P2-72)」に居住する要配慮者等に対して、直ちに「高齢者等避難」を発令する。 (2) 避難所の開設及び運営 要配慮者・感染症対策に配慮しつつ計画に基づき、避難所を開設する。 ・市は「鳥羽市役所 西庁舎」を開設するとともに、県と調整後「鳥羽高校体育館」を避難所として開設する。 ・<u>自主避難者や帰宅困難者等の受入により避難所の収容可能人数を超える場合や避難所施設の損壊等の状況に応じ、後発地震に備え「地震」及び「津波」に適用性のある避難所を新たに開設する。</u> ・<u>避難所の運営は、地域住民による自主運営を促す。</u> ・<u>避難所での食料、生活用品については、避難者が持参することを基本とする。</u> 4 市管理施設等の対応 予想される状況・各関係機関等の意見も参考に、各担当部（課）及び管理者の判断により随時見直しをして柔軟に対応するとともに、とばメール、市ホームページ等によりその都度周知を図る。 <u>(1) 消防機関</u> <u>消防本部は、平常時の業務を継続しながら消防団とも連携し、出火及び混乱の防止を図るほか、発災に備えた緊急消防援助隊受援体制の確立を図る。</u> (2) 状況に応じ、業務縮小・代替手段の設定等により後発地震に速やかに対応できる体制を確保して開設する施設 ア 行政系施設（市庁舎・各連絡所） イ 保健・福祉施設（保健福祉センター・介護予防施設） (3) 安全確認後、逐次段階的に開設を予定する施設 供給処理施設（清掃センター・リサイクルパーク） (4) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル） <u>後発地震が発生した場合に備え、施設の利用者に対して的確な情報伝達、避難誘導の実施が出来る体制を取るとともに、施設の閉所を検討する際など、必要に応じて施設管理者と協議する。</u> <u>(5) 市営定期船の運航</u> <u>【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】</u> <u>市営定期船の運航を中止する。</u> <u>【津波注意報・警報等が発表されていない場合】</u> <u>港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。</u>	R6. 8. 8-15 の 南海トラフ地震 臨時情報対応 を受け修正

凡例 赤字下線：修正箇所

ページ	章	節	項	新	備考						
2-74 ～75 ↓ 2-75 ～77	6	2	2 ↓ —	【<u>運航の再開</u>】 <u>「鳥羽地区地震・津波対策基準（令和4年2月15日、鳥羽地区台風・地震津波対策委員会）」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。</u> ※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」 別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋） <table><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>取るべき措置</th></tr><tr><td>南海トラフ地震警戒（勧告）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</td><td><u>1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備をすること</u> <u>2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること</u> <u>3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は自主的な避難行動をとること</u> <u>4 小型船は、陸揚げ固縛又は係留を強化し、陸上へ避難すること</u> <u>なお、自治体から避難指示が発令された場合は優先して避難指示に従い行動すること</u></td></tr></table> (6) <u>コミュニティバス（かもめバス）の運行</u> <u>かもめバスの運行可否については、運行事業者と協議により決定する。</u> (7) 休校・休園・休館等する施設（状況により避難所として利用） ア 学校教育施設（小・中学校） イ 子育て支援施設（<u>子育て支援センター</u>・保育所・幼稚園・放課後児童クラブ） ウ 市民文化系・スポーツ・レクリエーション系施設 エ 社会教育施設（図書館・海の博物館等） ※各施設に防災マニュアル等がある場合には、そのマニュアル等に従い対応を行う。 (8) その他の市管理施設は当時の状況により対応体制をとる。 5 <u>その他検討する個別対策</u> ・<u>工事中の建築物に対する措置</u> ・<u>橋梁・トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</u> ・<u>河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認または閉鎖等</u> ・<u>水道に対する措置</u> ・<u>各災害協定締結者と支援体制の確認</u> ・<u>帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する措置</u> ・<u>学校（小・中学校）、幼稚園、保育所に対する措置</u> 【参考：「巨大地震警戒」発表時の県対応方針（R4.3）】（略：変更なし） ■市民が実施する対策 ・<u>日頃からの地震の備えの再確認</u> ・<u>地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</u> ・<u>地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</u>	区分	摘要	取るべき措置	南海トラフ地震警戒（勧告）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	<u>1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備をすること</u> <u>2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること</u> <u>3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は自主的な避難行動をとること</u> <u>4 小型船は、陸揚げ固縛又は係留を強化し、陸上へ避難すること</u> <u>なお、自治体から避難指示が発令された場合は優先して避難指示に従い行動すること</u>	R6. 8. 8-15 の南海トラフ地震臨時情報対応を受け修正
区分	摘要	取るべき措置									
南海トラフ地震警戒（勧告）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	<u>1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備をすること</u> <u>2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること</u> <u>3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は自主的な避難行動をとること</u> <u>4 小型船は、陸揚げ固縛又は係留を強化し、陸上へ避難すること</u> <u>なお、自治体から避難指示が発令された場合は優先して避難指示に従い行動すること</u>									

凡例 赤字下線：修正箇所

2 部 9

ページ	章	節	項	新	備 考		
2-75 ↓ 2-78 ～79	6	2 ↓ 3	3 ↓ 一	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について <table><tr><td>情報 発表条件</td><td>想定震源域内において、M7. 0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合 ※ただし「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に該当する場合を除く。 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合</td></tr></table> ■市が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 市の体制整備 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、直ちに「鳥羽市災害対策本部」を設置し、第3配備（警戒体制）として、一部又は全職員を参集させる。 また、災害対策本部設置後、速やかに災害対策連絡会議を開催し、事後の対応方針等について協議を行い、関係部局（課）においては、災害対策連絡会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて確認する。 (2) 県及び関係機関等との連絡体制及び情報共有 ア 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）、関係団体組織との連絡調整及び情報共有 イ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所との情報共有 ウ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡調整及び情報共有 2 市民等への広報 (1) 市民等への周知 防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」についての関連情報及び日頃からの地震の備え等について市民に周知する。 また、必要に応じて自主的に避難することと呼びかける。 ○呼びかけ例 【日頃からの地震の備え】再確認 ・家具の固定 ・避難場所及び避難経路の確認 ・非常食などの備蓄の確認 ・家族との安否確認手段の取決め など 【できるだけ安全な防災行動】 ・すぐに避難できる体制での就寝 ・非常持出品の常時携帯 など 3 市管理施設等の対応 (1) 必要に応じ施設等を点検し、その各施設の管理担当課は安全点検を実施し、災害対策本部へ報告後施設を開設する。 (2) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル） 後発地震が発生した場合に備え、施設の利用者に対して的確な情報伝達、避難誘導の実施が出来る体制を取るとともに、必要に応じて施設管理者と情報を共有する。	情報 発表条件	想定震源域内において、M7. 0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合 ※ただし「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に該当する場合を除く。 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合	R6.8.8-15の南海トラフ地震臨時情報対応を受け修正
情報 発表条件	想定震源域内において、M7. 0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合 ※ただし「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に該当する場合を除く。 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合						

凡例 赤字下線：修正箇所

ページ	章	節	項	新	備考						
2-75 ↓ 2-78 ～79	6	2 ↓ 3	3 ↓ —	(3) 市営定期船の運航 【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】 市営定期船の運航を中止する。 【津波注意報・警報等が発表されていない場合】 港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。 【運航の再開】 「鳥羽地区地震・津波対策基準（略）」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。 ※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」 別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋） <table><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>取るべき措置</th></tr><tr><td>南海トラフ地震注意（注意喚起）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</td><td>1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと</td></tr></table> (4) コミュニティバス（かもめバス）の運行 かもめバスの運行可否については、運行事業者と協議により決定する。 4 その他検討する個別対策 ・工事中の建築物に対する措置 ・河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認または閉鎖等 ・水道に対する措置 ・帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する措置 ・学校（小・中学校）、幼稚園、保育所に対する措置 ■市民が実施する対策 日頃からの地震への備えを再確認する。 （必要に応じて避難を自主的に実施） ・つねに家族の所在場所を把握 ・非常用袋やヘルメットを玄関に置いておく。 ・寝るときは枕元に履きなれた靴を置いておく。	区分	摘要	取るべき措置	南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと	R6.8.8-15の（一部割れ）において、市に津波警報・注意報が発表されていない状況を想定して対応を追加・修正
区分	摘要	取るべき措置									
南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと									

凡例 赤字下線：修正箇所

ページ	章	節	項	新	備考		
2-76 ↓ 2-80	6	2 ↓ 4	4 ↓ 一	第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）について <table><tr><td>情報 発表条件</td><td>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（巨大地震注意）」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 「南海トラフ地震臨時情報」に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了を含む</td></tr></table> ■市が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 市の体制整備 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」のいずれの発表条件にも満たさず 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合には、所要の準備を終了し、全部局（課）にその旨を連絡し、必要に応じて災害対 策連絡会議を開催する。 (2) 県及び関係機関等との連絡体制及び情報共有 必要に応じ情報共有の体制を維持する。 2 市民等への広報 防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」及び「特別な呼びかけの終了」に ついての関連情報等について市民に周知する。 ■市民が実施する対策（略：変更なし） 【参考：「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（R3.5.25）中央防災会議】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては（中略）対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの時間 （中略）注意する措置をとるものとする。当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。 ※168時間：7日間 【担当課】 ・関係各課	情報 発表条件	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（巨大地震注意）」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 「南海トラフ地震臨時情報」に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了を含む	R6.8.8-15の 南海トラフ地 震臨時情報対 応を受け修正
情報 発表条件	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（巨大地震注意）」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 「南海トラフ地震臨時情報」に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了を含む						

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

第3部 発災後対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																								
3-2	1	1	3	■市が実施する対策 1 (1)配備基準 <table><tr><td>配備体制</td><td>第3 配備 (警戒体制)</td><td>第4 配備 (非常体制)</td></tr><tr><td>配備時期</td><td>・「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>」が発表されたとき ・災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき</td><td>・「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>」が発表されたとき ・市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき</td></tr></table>	配備体制	第3 配備 (警戒体制)	第4 配備 (非常体制)	配備時期	・「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> 」が発表されたとき ・災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	・「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> 」が発表されたとき ・市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	■市が実施する対策 1 (1)配備基準 <table><tr><td>配備体制</td><td>第3 配備 (警戒体制)</td><td>第4 配備 (非常体制)</td></tr><tr><td>配備時期</td><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表され、災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき</td><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表され市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき</td></tr></table>	配備体制	第3 配備 (警戒体制)	第4 配備 (非常体制)	配備時期	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> が発表され、災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発表され市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	配備時期の明確化																												
配備体制	第3 配備 (警戒体制)	第4 配備 (非常体制)																																												
配備時期	・「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> 」が発表されたとき ・災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	・「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> 」が発表されたとき ・市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき																																												
配備体制	第3 配備 (警戒体制)	第4 配備 (非常体制)																																												
配備時期	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> が発表され、災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発表され市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき																																												
3-2 ～3-3				(2)ア 職員：<u>会計年度任用職員及び再任用職員（以下「会計年度任用職員等」という）</u>を除く (中略) イ <u>会計年度任用職員等</u> (以下略)	(2)ア 職員（<u>会計年度任用職員</u>を除く） (中略) イ <u>会計年度任用職員</u> (以下略)	職員参集区分の明確化																																								
3-24	1	2	3	■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要 <table><tr><td>通信手段</td><td>種類</td><td>概 要</td><td>課題</td></tr><tr><td>三重県防災通信ネットワーク</td><td>(略)</td><td>・地上系無線は雨雲等の影響を<u>受けにくく</u>、衛星系無線は（以下略）</td><td>・地上系無線、有線系設備は地震に<u>対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい。</u></td></tr><tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>(略)</td><td>・<u>県、市町、国、全国自治体との間で</u>直接連絡可能。</td><td>・<u>雨雲等の影響を受けやすい。</u></td></tr><tr><td>三重県防災情報提供プラットフォーム</td><td>(略)</td><td>・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、<u>報道機関に L アラートを通して提供</u>するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>衛星通信</td><td>(略)</td><td>・<u>雨雲等の影響を受けやすい。</u></td></tr></table>	通信手段	種類	概 要	課題	三重県防災通信ネットワーク	(略)	・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくく</u> 、衛星系無線は（以下略）	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい。</u>	地域衛星通信ネットワーク	(略)	・ <u>県、市町、国、全国自治体との間で</u> 直接連絡可能。	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい。</u>	三重県防災情報提供プラットフォーム	(略)	・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、 <u>報道機関に L アラートを通して提供</u> するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	(略)	衛星携帯電話	衛星通信	(略)	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい。</u>	■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要 <table><tr><td>通信手段</td><td>種類</td><td>概 要</td><td>課題</td></tr><tr><td>三重県防災通信ネットワーク</td><td>(略)</td><td>・地上系無線は雨雲等の影響を<u>受けにくいことから風水害に、</u>衛星系無線は（以下略）</td><td>・地上系無線、有線系設備は地震に、<u>衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い。</u></td></tr><tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>(略)</td><td>・<u>衛星系無線設置市町が国や全国自治体と</u>直接連絡可能である。</td><td>・<u>風水害に対し相対的に弱い</u></td></tr><tr><td>三重県防災情報提供プラットフォーム</td><td>(略)</td><td>・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、<u>報道機関に提供</u>するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>衛星携帯電話</td><td>(略)</td><td>・<u>風水害に対し相対的に弱い</u></td></tr></table>	通信手段	種類	概 要	課題	三重県防災通信ネットワーク	(略)	・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくいことから風水害に、</u> 衛星系無線は（以下略）	・地上系無線、有線系設備は地震に、 <u>衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い。</u>	地域衛星通信ネットワーク	(略)	・ <u>衛星系無線設置市町が国や全国自治体と</u> 直接連絡可能である。	・ <u>風水害に対し相対的に弱い</u>	三重県防災情報提供プラットフォーム	(略)	・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、 <u>報道機関に提供</u> するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	(略)	衛星携帯電話	衛星携帯電話	(略)	・ <u>風水害に対し相対的に弱い</u>	県計画(R7)に整合
通信手段	種類	概 要	課題																																											
三重県防災通信ネットワーク	(略)	・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくく</u> 、衛星系無線は（以下略）	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい。</u>																																											
地域衛星通信ネットワーク	(略)	・ <u>県、市町、国、全国自治体との間で</u> 直接連絡可能。	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい。</u>																																											
三重県防災情報提供プラットフォーム	(略)	・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、 <u>報道機関に L アラートを通して提供</u> するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	(略)																																											
衛星携帯電話	衛星通信	(略)	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい。</u>																																											
通信手段	種類	概 要	課題																																											
三重県防災通信ネットワーク	(略)	・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくいことから風水害に、</u> 衛星系無線は（以下略）	・地上系無線、有線系設備は地震に、 <u>衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い。</u>																																											
地域衛星通信ネットワーク	(略)	・ <u>衛星系無線設置市町が国や全国自治体と</u> 直接連絡可能である。	・ <u>風水害に対し相対的に弱い</u>																																											
三重県防災情報提供プラットフォーム	(略)	・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、 <u>報道機関に提供</u> するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	(略)																																											
衛星携帯電話	衛星携帯電話	(略)	・ <u>風水害に対し相対的に弱い</u>																																											

凡例 赤字下線：修正箇所

3部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-26	1	2	3	【伝達系統図】	【伝達系統図】	津地方気象台 の意見を反映 (最新の状況を 反映)
3-32	1	3	3	■市が実施する対策 2(1) 自衛隊派遣要請 (前略)なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>に通知することができる。 ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>に通知した旨を知事に通知しなければならない。(推進計画)	■市が実施する対策 2(1) 自衛隊派遣要請 (前略)なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>に通知することができる。 ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>に通知した旨を知事に通知しなければならない。(推進計画)	風水害対策編 (R6.4)に整合
3-34			5	撤収要請 派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、別紙2、4 (P3-37、P3-39)により、知事へ撤収要請を行う	撤収要請 派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、別紙2、4 (P3-37、P3-39)により、知事へ撤収要請を行う	

凡例 赤字下線：修正箇所

3部3

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
3-34	1	3	3	■防災関係機関が実施する対策 1 (1) 災害時の自主派遣（自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書規定） 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊 <u>久居駐屯地司令</u> または <u>明野駐屯地司令</u> 等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。	■防災関係機関が実施する対策 1 (1) 災害時の自主派遣（自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書規定） 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長または <u>航空学校長</u> 等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。	風水害対策編 (R6.4)に整合
3-43	1	4	3	■市が実施する対策 2 (1) 被害情報等の収集 <u>ア</u> 消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、市民の避難状況の収集に努める。 <u>イ 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集</u> <u>要救助者の迅速な把握のために、氏名公表の必要性が認められる場合は、収集した安否不明者及び行方不明者の情報を速やかに県に提供し、その安否情報の収集を行う。</u> <u>【参考】「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針（R5.8 県防災対策部）」</u> ■市が実施する対策 2 (2) <u>被害情報等の報告</u> (以下略)	■市が実施する対策 2 (1) 被害情報等の収集 消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、市民の避難状況の収集に努める。 <u>(追加)</u> ■市が実施する対策 2 (2) <u>関係機関への情報提供等</u> (中略) <u>ア</u> 被害情報等の報告	県計画(R6. 3) に整合
3-44		<u>(3)</u> 緊急派遣チーム等との連携 <u>県災害対策本部及び地方部から</u> 県緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、 <u>県への報告事務</u> 等に有効活用する。 <u>(4)</u> I S A T（災害時情報集約支援チーム）の活用	<u>イ</u> 緊急派遣チーム等との連携 <u>市災害対策本部及び町内会等から</u> 県緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、 <u>報告事務</u> 等に有効活用する。 <u>(3)</u> I S A T（災害時情報集約支援チーム）の活用			

凡例 赤字下線：修正箇所

3部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																														
3-45	1	4	3	■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜気象庁（津地方气象台）の実施する対策＞ 1 (1) 津波に関する警報等<u>等</u>の種類 <table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th><th>発表される津波の高さ 数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th><th>想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>1.0m超 1.0m 5m</td><td>巨大</td><td>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・倒壊し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m</td><td>高い</td><td>建物の高いところでは被害が襲い、海水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m</td><td>表記しない</td><td>海の中に入っている人は速に流れに巻き込まれ、また乗物いかだが流失し小規模船舶が転覆する。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td></tr></table> 津波予報 <table><tr><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表</td></tr></table> <u>（削除）</u>	種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表	巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 1.0m 5m	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・倒壊し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	建物の高いところでは被害が襲い、海水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	表記しない	海の中に入っている人は速に流れに巻き込まれ、また乗物いかだが流失し小規模船舶が転覆する。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	発表基準	内 容	0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表	■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜気象庁（津地方气象台）の実施する対策＞ 1 (1) 津波に関する警報・<u>注意報</u>の種類 <table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th><th>津波の高さ 予想区分</th><th>発表される津波の高さ 数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th><th>津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>1.0m超 5m超 1.0m以下 3m超 5m以下</td><td>1.0m 5m</td><td>巨大</td><td>陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合</td><td>1m超 3m以下</td><td>3m</td><td>高い</td><td>警報が発表されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m超 1m以下</td><td>1m</td><td>表記なし</td><td>陸域では避難の必要はない。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りなどは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津波予報</td><td>津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）</td><td>「津波の心配なし」の旨の発表</td></tr><tr><td></td><td>0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td></td><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表</td></tr></table> <u>（注）1～（注）3</u>	種類	発表基準	津波の高さ 予想区分	発表される津波の高さ 数値での発表	巨大地震の場合の発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 5m超 1.0m以下 3m超 5m以下	1.0m 5m	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m超 3m以下	3m	高い	警報が発表されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m超 1m以下	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りなどは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。		発表基準	内 容	津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	「津波の心配なし」の旨の発表		0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表	津地方气象台の意見を反映 <u>（正確な記載内容に修正）</u>
種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表	巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動																																																																
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 1.0m 5m	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・倒壊し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	建物の高いところでは被害が襲い、海水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	表記しない	海の中に入っている人は速に流れに巻き込まれ、また乗物いかだが流失し小規模船舶が転覆する。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。																																																																
発表基準	内 容																																																																			
0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																																																			
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表																																																																			
種類	発表基準	津波の高さ 予想区分	発表される津波の高さ 数値での発表	巨大地震の場合の発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																															
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	1.0m超 5m超 1.0m以下 3m超 5m以下	1.0m 5m	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																															
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m超 3m以下	3m	高い	警報が発表されるまで安全な場所から離れない。																																																															
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m超 1m以下	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中に入っている人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りなどは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																																															
	発表基準	内 容																																																																		
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	「津波の心配なし」の旨の発表																																																																		
	0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																																																		
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに限っては十分な留意は必要である旨を発表																																																																		
3-52	1	5	3	■市が実施する対策 《受援体制》 4 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定については、<u>【資料編：2.3 協定書及び覚書一覧表（P107）】</u>を参照のこと	■市が実施する対策 《受援体制》 4 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定については、<u>【資料編：2.2 協定書及び覚書一覧表（P93）】</u>を参照のこと	資料編(R7)の修正に整合																																																														
3-61	2	2	3	(3) 水防組織 水害防止のための情報収集・伝達、予報又は <u>警報に伴う避難情報の発令</u> ・伝達については、（以下略）	(3) 水防組織 水害防止のための情報収集・伝達、 <u>予報又は警報の発令</u> ・伝達については、（以下略）	<u>記載要領の変更（発令と発表）</u>																																																														
3-63	2	3	3	■市が実施する対策 【上水道施設】 2 (3) 市民への広報 水道施設の被害状況、断水状況、<u>施設復旧の見通し、災害時協力井戸制度の情報</u>などについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。	■市が実施する対策 【上水道施設】 2 (3) 市民への広報 水道施設の被害状況、断水状況、<u>施設復旧の見通し</u>などについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。	「災害時協力井戸登録制度」の追加																																																														

凡例 赤字下線：修正箇所

3 部 5

ページ	章	節	項	新	旧	備考																								
3-63	2	3	3	3 (1) 県内水道評者県内水道事業者による協定に基づく応援要請 単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定 <u>（【資料編：協定-5】）</u> 」に基づき、ブロック代表者（中略）鳥羽市水道施設 の応急復旧にかかる応援活動を実施する。 <u>（【風水害等対策編：5-14】）</u>	3 (1) 県内水道評者県内水道事業者による協定に基づく応援要請 単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定 <u>【資料編】-12-）</u> 」に基づき、ブロック代表者（中略）鳥羽市水道施設の 応急復旧にかかる応援活動を実施する。 <u>（【風水害等対策編】P202）</u>	資料編(R7)の 修正に整合																								
3-70	2	4	3	■市が実施する対策 2 (1) 施設の被害情報の収集 水門等の管理者は、津波警報・注意報の <u>発表</u> を確認次第、門扉の閉鎖を 行う。（以下略）	■市が実施する対策 2 (1) 施（設の被害情報の収集 水門等の管理者は、津波警報・注意報の <u>発令</u> を確認次第、門扉の閉鎖を 行う。（以下略）	津地方気象台 <u>の意見を反映</u>																								
3-72	2	5	3	■市が実施する対策 1 (1) 県防災ヘリコプター 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリ コプター <u>に関する支援協定</u> 」に基づき、県に対し（中略） ※緊急時応援要請連絡先 三重県防災航空隊 Tel 059-235-2555 <u>Tel 059-235-2558（夜間・緊急）</u> Fax 059-235-2557 <u>【資料編：1 5 市内ヘリコプター離着陸場一覧表(P85)】</u>	■市が実施する対策 1 (1) 県防災ヘリコプター 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリ コプター <u>応援協定</u> 」に基づき、県に対し（中略） ※緊急時応援要請連絡先 三重県防災航空隊 Tel 059-235-2555 <u>（日の出～日没）</u> Fax 059-235-2557 <u>【資料編：1 5 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表】</u>	県意見(R5.3) 及び(R6.3)の 反映																								
3-77	3	1	3	■市が実施する対策 2 (4) 協定に基づく応援出動 （前略） ※【資料編】「消防防災業務相互応援協定 <u>（協定-1）</u> 」、「三重県内消防相互 応援協定 <u>（協定-6）</u> 」	■市が実施する対策 2 (4) 協定に基づく応援出動 （前略） ※【資料編】「消防防災業務相互応援協定 <u>（-1-）</u> 」、「三重県内消防相互 応援協定 <u>（-20-）</u> 」	資料編(R7)の 修正に整合																								
3-85	4	1	3	■市が実施する対策 1 (1) ア 警報の発表区分 <table><tr><th>警報の種類</th><th>発表基準</th><th>(略)</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される<u>津波の最大波の</u>高さが高いところ で3 mを超える場合<u>。</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される<u>津波の最大波の</u>高さが高いところ で1 mを超え、3 m以下の場合<u>。</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される<u>津波の最大波の</u>高さが高いところ で0. 2 m以上、1 m以下の場合<u>であって、</u> <u>津波による災害のおそれがある場合。</u></td><td>(略)</td></tr></table>	警報の種類	発表基準	(略)	大津波警報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で3 mを超える場合 <u>。</u>	(略)	津波警報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で1 mを超え、3 m以下の場合 <u>。</u>	(略)	津波注意報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で0. 2 m以上、1 m以下の場合 <u>であって、</u> <u>津波による災害のおそれがある場合。</u>	(略)	■市が実施する対策 1 (1) ア 警報の発表区分 <table><tr><th>警報の種類</th><th>発表基準</th><th>(略)</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される<u>津波の</u>高さが高いところで3 m を超える場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される<u>津波の</u>高さが高いところで1 m を超え、3 m以下の場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される<u>津波の</u>高さが高いところで0. 2 m以上、1 m以下の場合</td><td>(略)</td></tr></table>	警報の種類	発表基準	(略)	大津波警報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで3 m を超える場合	(略)	津波警報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで1 m を超え、3 m以下の場合	(略)	津波注意報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで0. 2 m以上、1 m以下の場合	(略)	津地方気象台 <u>の意見を反映</u> <u>（気象台の示</u> <u>す正確な表記</u> <u>に修正）</u>
警報の種類	発表基準	(略)																												
大津波警報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で3 mを超える場合 <u>。</u>	(略)																												
津波警報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で1 mを超え、3 m以下の場合 <u>。</u>	(略)																												
津波注意報	予想される <u>津波の最大波の</u> 高さが高いところ で0. 2 m以上、1 m以下の場合 <u>であって、</u> <u>津波による災害のおそれがある場合。</u>	(略)																												
警報の種類	発表基準	(略)																												
大津波警報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで3 m を超える場合	(略)																												
津波警報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで1 m を超え、3 m以下の場合	(略)																												
津波注意報	予想される <u>津波の</u> 高さが高いところで0. 2 m以上、1 m以下の場合	(略)																												

凡例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
----	-------------------

3部6

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-87	4	1	3	4 (1) 避難所の開設 ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また<u>必要に応じて市指定避難所以外の施設についても災害に応じた危険個所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じ、三重県災害対策本部に「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」に基づく提供要請を行うなど、多様な避難所の確保に努める。</u> ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる<u>二次災害を軽減・防止するために、「地震等災害の応急対策活動の協力に関する協定【資料編：協定-69】」に基づき、三重県建築士会志摩支部の支援を受けるとともに、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。</u>	4 (1) 避難所の開設 ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また<u>介護を要する要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、介護を要しない要配慮者については、三重県災害対策本部に「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」に基づく提供要請を行う。</u> さらに、避難先を確保する必要がある場合、それらの施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、宿泊施設を借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。 ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる<u>二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。</u>	県計画(R7.3)の記載順・内容に整合 県意見(R5.3)の反映
3-87 ～88				(4) 避難所の<u>運営</u>及び管理 避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。 <u>ア 避難所の運営について、災害時地区指定員は積極的に避難所運営に参加・支援を実施しつつ、避難所運営委員会と調整し、努めて速やかに市の業務に復帰して市の業務継続に資する。</u> <u>イ 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。</u> <u>ウ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、(以下略)</u> <u>エ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。</u> <u>(ケに移動)</u> <u>(コに移動)</u> <u>(削除)</u> <u>オ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、(以下略)</u> <u>カ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と (以下略)</u> <u>キ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的 (以下略)</u>	(4) 避難所の<u>運営支援</u>及び管理 <u>ア 自主防災組織・町内会等は、避難所の運営及び管理にあたって避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。</u> (7) 避難所の運営について、地区指定員は、開設当初に支援するが、避難所の運営主体は自主防災組織・町内会等であり、必要に応じて、市に対し支援を求める。 <u>(イ) 食料等の配布</u>にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。 <u>(ウ) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、(以下略)</u> <u>(エ) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。</u> <u>(オ) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。</u> <u>(カ) 事情により避難所に滞在できない車中泊や自宅等避難者 (以下略)</u> <u>イ 市は避難所の適切な運営及び管理のため、次のことに留意して支援を行う。</u> <u>(7) 避難所においては、生活環境の激変に伴い、(以下略)</u> <u>(イ) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と (以下略)</u> <u>(ウ) 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的 (以下略)</u>	県計画(R7.3)の記載順・内容に整合

凡例 赤字下線：修正箇所

3部7

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-87 ～88	4	1	3	<u>ク</u> 帰宅困難者については、<u>交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、交通情報等の提供</u>により早期の帰宅を<u>促進する</u>。 <u>ケ</u> ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を（以下略） <u>コ</u> 事情により避難所に滞在できない車中泊や自宅等避難者（以下略）。 <u>サ</u> 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。 <u>シ</u> 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用を努める。 <u>ス</u> 避難所における犯罪予防策として、以下の事項に注意する。その際、必要に応じ警察に相談し定期的に巡回を依頼する等の処置を図る。 <u>(ア)</u> 避難所内の防犯体制の強化 ・<u>避難所内の巡回強化</u> ・<u>照明設備の設置</u> ・<u>不審者の出入りを監視できる体制を整える。</u> <u>(イ)</u> 女性や子供への配慮 ・<u>男女別のスペース確保</u> <u>(ウ)</u> 避難者自身の防犯意識の向上 ・<u>貴重品は必ず身に着ける</u> ・<u>リフォーム詐欺等防止のため信頼のある業者以外とは商談しない</u> ・<u>ボランティアと称し避難所に入り窃盗を働いたり、後から代金を請求する偽ボランティア等に注意を促す</u> ・<u>避難所内の決まりを守りストレスの蓄積を防止する</u>	(エ) 帰宅困難者については、<u>交通情報等の提供</u>により早期の帰宅を<u>促す</u>。 <u>(オ)</u> から移動 <u>(カ)</u> から移動 (追加) (追加) (追加)	県計画(R7.3)の記載順・内容に整合
3-90	4	2	—	第2節 <u>避難行動要支援者・要配慮者対策</u>	第2節 <u>要配慮者対策</u>	県計画(R6.3)及び風水害等対策編(R6.4)に整合
3-94	4	3	3	■市が実施する対策 (1) 1(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ (前略)「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定【資料編：協定-41】」	■市が実施する対策 (2) 1(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ (前略)【資料編】22-41「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定(-133-)」	県計画(R6.3)及び風水害等対策編(R6.4)に整合
3-103	4	8	3	※＜参考＞ <u>遺体検視・検案に係る連携、情報連絡体制図</u> 【風水害等対策編 第5部 第2章 第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 5-24 参照】	(追加)	
3-110	5	3	3	■市が実施する対策 3(1) 県内水道業者による協定に基づく応急給水活動 「三重県水道災害広域応援協定【資料編：協定-5】」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動に（以下略）	■市が実施する対策 3(1) 県内水道業者による協定に基づく応急給水活動 「三重県水道災害広域応援協定【資料編】22-5(-12-)」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動に（以下略）	資料編(R7)の修正に整合

凡例 赤字下線：修正箇所

3部8

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-111	5	3	3	4 (2) 市民への広報 市民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策、 <u>災害時協力井戸の情報等</u> について、広報車、防災無線等（以下略）	4 (2) 市民への広報 市民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策 <u>等</u> について、広報車、防災無線等（以下略）	「災害時協力井戸登録制度」の追加
3-112			■地域・市民が実施する共助・自助の対策 2 飲料水、生活用水の確保 （前略）また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・ <u>利用するとともに、地域においても「災害時協力井戸」の情報を共有して共助に努める。</u>	■地域・市民が実施する共助・自助の対策 2 飲料水、生活用水の確保 （前略）また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・ <u>利用する。</u>		
3-124	7	2	3	■市が実施する対策 3 (3) 応急仮設住宅の建設 （前略）入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。 <u>入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。</u> （以下略）	■市が実施する対策 3 (3) 応急仮設住宅の建設 （前略）入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。 <u>（追加）</u>	県計画（R7）に整合
3-125	7	3	3	■市が実施する対策 2 応急教育の実施判断 （削除） (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。 (2) 校舎等の被害が相当に大きく、 <u>学校として</u> 使用不能で復旧に長時間を要する場合には、（以下略）	■市が実施する対策 2 応急教育の実施判断 <u>(1) 学校施設等の危険度判定を行う。</u> (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。 (3) 校舎等の被害が相当に大きく、 <u>全面的に</u> 使用不能で復旧に長時間を要する場合には、（以下略）	県計画（R6. 3）に整合
3-127 ↓ 3-128				7 (2) 応急対応 （前略）被災文化財の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な <u>指導</u> ・助言を行う。	7 (2) 応急対応 （前略）被災文化財の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な <u>指示</u> ・助言を行う。	県計画（R6. 3）に整合
				■市民が実施する共助・自助の対策 市民は、 <u>文化財等</u> の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で <u>被災文化財等</u> の保護活動に協力を行う。 また、 <u>文化財・歴史的公文書等</u> の所有者等は、危険の及ばない範囲で <u>文化財・歴史的公文書等</u> の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。	■市民が実施する共助・自助の対策 市民は、 <u>文化財</u> の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で <u>被災文化財</u> の保護活動に協力を行う。 また、 <u>文化財</u> の所有者等は、危険の及ばない範囲で <u>文化財</u> の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。	語句の修正 文化財→文化財・歴史的公文書等 風水害等対策編（R6. 4）に整合

凡例 赤字下線：修正箇所

第4部 復旧・復興対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考
4-3	1	2	2	■市と県が連携して実施する対策 1 (3) 罹災証明書の交付 (前略) <u>県は、罹災証明書の交付に係る県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行時事務にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。</u>	■市と県が連携して実施する対策 1 (3) 罹災証明書の交付 (前略) <u>(追加)</u>	県計画(R7)に整合
4-4				2 (1) ア <u>(エ)</u> 貸付限度額：350万円	2 (1) ア (ウ) <u>d</u> 貸付限度額：350万円	項目修正
4-5				ウ(オ) 貸付資金の種類 <u>b 福祉資金</u> <u>(a) 緊急小口資金</u> <u>・療養費</u> <u>・介護費等</u> <u>(b) 福祉費</u> <u>・福祉費（住宅）</u> <u>・障がい者等福祉用具購入費</u> <u>・障がい者自動車購入費</u> <u>・生業費</u> <u>・技能取得費</u>	ウ(オ) 貸付資金の種類 <u>b 福祉資金</u> <u>・緊急小口資金</u> <u>・療養費</u> <u>・介護費等</u> <u>・福祉費</u> <u>・福祉費（住宅）</u> <u>・障がい者等福祉用具購入費</u> <u>・障がい者自動車購入費</u> <u>・生業費</u> <u>・技能取得費</u>	福祉資金を借入用途別に分類

凡例 赤字下線：修正箇所